

議案第75号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（使用料） 第3条 別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 [(1)～(4) 略] <u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、保育所において行われる、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の趣旨を踏まえた児童を保育する事業として市長が定める事業を利用する場合 1日につき750円</u> （使用料の減免） 第5条 [略] [2・3 略] <u>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第5号に定める使用料を減免することができる。</u>	（使用料） 第3条 [同左] [(1)～(4) 同左] [新設] （使用料の減免） 第5条 [同左] [2・3 同左] [新設]

(1) <u>児童が被保護世帯等に属しているとき</u> (2) <u>児童の保護者のいずれもが当該年度分</u> <u>(4月及び5月にあっては、前年度分)</u> <u>の市町村民税を課されていないとき</u> <u>5</u> <u>前各項</u>に定める場合のほか、市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	<u>4</u> <u>前3項</u>に定める場合のほか、市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。																																	
別表第1（第1条関係） <table><tr><td>種類</td><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>保育所</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	種類	名称	位置	保育所	[略]	[略]		[削る]			[略]	[略]	[略]			別表第1（第1条関係） <table><tr><td>種類</td><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>保育所</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td></td><td><u>大阪市立西</u></td><td>大阪市平野区喜連</td></tr><tr><td></td><td><u>喜連保育所</u></td><td>西1丁目</td></tr><tr><td></td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr></table>	種類	名称	位置	保育所	[同左]	[同左]		<u>大阪市立西</u>	大阪市平野区喜連		<u>喜連保育所</u>	西1丁目		[同左]	[同左]	[同左]		
種類	名称	位置																																
保育所	[略]	[略]																																
	[削る]																																	
	[略]	[略]																																
[略]																																		
種類	名称	位置																																
保育所	[同左]	[同左]																																
	<u>大阪市立西</u>	大阪市平野区喜連																																
	<u>喜連保育所</u>	西1丁目																																
	[同左]	[同左]																																
[同左]																																		
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																																		

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定の施行期日は、市長が定める。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

保育所において行われる、こども未来戦略の趣旨を踏まえた児童を保育する事業として市長が定める事業を利用する場合の使用料に関し必要な事項を定めるとともに、西喜連保育所を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。